

エムポックス（旧名称：サル痘）について

エムポックスはエムポックスウイルスによる感染症で、中央アフリカから西アフリカにかけて流行しています。国内では感染症法上の4類感染症に指定されています。国内の発生状況は、2022年7月に1例目の患者が確認され、2023年は12月時点暫定値で225件、関西では大阪府22件、奈良県1件の報告となっています。報告患者の性別は国内では男性のみですが、WHOによると世界での報告患者の大部分は男性であるものの小児や女性の感染も報告されています。

受診された患者が疑い例の場合、和歌山市保健所まで情報提供をお願いします。

連絡先：和歌山市保健所 総務企画課 健康危機管理班 073-488-5109

（時間外：和歌山市役所警備室 073-432-0001）

【疑い例に関する暫定症例定義】

「疑い例」の定義：原則、下記の①～②全てを満たす者とするが、臨床的にエムポックスを疑うに足るとして主治医が判断をした場合については、この限りではない。

① 少なくとも次の1つ以上の症候を呈している。

・説明困難^{*1}な急性発疹（皮疹又は粘膜疹）

*1) 水痘、梅毒等、その他の急性発疹及び皮膚病変を呈する疾患によるものとして説明が困難であることをいう。ただし、これらの疾患が検査により否定されていることは必須ではない。

・発熱（38.5℃以上） ・頭痛 ・背中痛み ・重度の脱力感 ・筋肉痛

・リンパ節腫脹 ・倦怠感 ・咽頭痛 ・肛門直腸痛 ・その他の皮膚粘膜病変

② 次のいずれかに該当する。

・発症 21 日以内に複数または不特定の者と性的接触があった。

・発症 21 日以内にエムポックスの患者、無症状病原体保有者又は①を満たす者との接触（表1レベル中以上）があった。

・臨床的にエムポックスを疑うに足るとして主治医が判断をした。

【参考資料 2),3)は和歌山市感染症情報センター「医療機関の方へ」に掲載しています】

1) 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

2) エムポックスに関する情報提供及び協力依頼について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001184502.pdf>

3) 「エムポックス 診療の手引き 第 1.0 版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001183682.pdf>

